

平成25年度 第3回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第76号

平成25年第3回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年9月20日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成25年9月20日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成25年度第3回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

平成25年9月20日（金曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 川 西 米希子	2番 田 岡 秀 俊
3番 合 田 正 夫	4番 白 川 正 樹
5番 本屋敷 崇	6番 関 洋 三
7番 白 川 年 男	8番 白 川 皆 男
9番 大 西 樹	10番 藤 田 昌 大
11番 三 好 勝 利	12番 大 西 豊
13番 川 原 茂 行	14番 高 木 堅
15番 欠 員	16番 大 岡 克 三

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

13番 川 原 茂 行	14番 高 木 堅
-------------	-----------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 青 野 進 議会事務局課長補佐 常 包 英 希

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一 総 務 課 長 齋 部 正 典

企画政策課長 高嶋 一博 税務課長 田岡 一道
住民生活課長 森末史博 福祉保険課長 川田正広
会計管理者 仁木正樹 健康増進課長 奈良泰子
建設土地改良課長 池田勝正 産業経済課長 久留嶋一之
琴南支所長 雨霧 弘 仲南支所長 和泉博美
学校教育課長 尾崎裕昭 社会教育課長 脇 隆博
水道課長 天米賢吾 地籍調査課長 高橋 守

○大岡克三議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 それでは、御報告申し上げます。

初めに、地方自治法第149条の規定に基づく議案2件を受理いたしました。

次に、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づく議員提出発議1件を受理いたしました。

次に、各常任委員長から会議規則第77条の規定に基づく付託審査結果報告書を受理いたしました。

次に、議会運営委員長及び各常任委員長から会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。

以上で議会報告を終わります。

○大岡克三議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○大岡克三議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、藤田昌大君。

○藤田昌大議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会の御報告を申し上げます。

9月19日午後1時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、慎重に審議いたしました。その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第3号について、御説明を申し上げます。

す。

日程第 1	議会運営委員会報告	議会運営委員長
日程第 2	会議録署名議員の指名	
日程第 3	付託案件の委員長報告	教育民生常任委員長
日程第 4	付託案件の委員長報告	建設経済常任委員長
日程第 5	付託案件の委員長報告	総務常任委員長
日程第 6	P F I 事件対策特別委員会の委員長報告	P F I 事件対策特別委員長
日程第 7	認定第 1 号	平成 2 4 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 8	認定第 2 号	平成 2 4 年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 9	認定第 3 号	平成 2 4 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 0	認定第 4 号	平成 2 4 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 1	認定第 5 号	平成 2 4 年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 2	認定第 6 号	平成 2 4 年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 3	認定第 7 号	平成 2 4 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 4	認定第 8 号	平成 2 4 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 5	認定第 9 号	平成 2 4 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 6	認定第 1 0 号	平成 2 4 年度まんのう町水道事業会計決算認定について
日程第 1 7	議案第 1 号	まんのう町子ども子育て会議条例の制定について
日程第 1 8	議案第 2 号	まんのう町大川山交流施設「まんのう天文台」条例の制定について
日程第 1 9	議案第 3 号	まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 2 0	議案第 6 号	まんのう町税条例の一部改正について
日程第 2 1	議案第 7 号	まんのう町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 2 2	議案第 9 号	まんのう町道路線の変更について
日程第 2 3	議案第 1 0 号	平成 2 5 年度まんのう町一般会計補正予算案（第 2 号）
日程第 2 4	議案第 1 1 号	平成 2 5 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）

十

日程第25 議案第12号 平成25年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案
(第1号)

日程第26 議案第13号 平成25年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正
予算案(第1号)

日程第27 議案第14号 まんのう町職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定に
ついて、即決をお願いします。

日程第28 議案第15号 まんのう町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関
する条例の一部改正について 即決をお願いします。

日程第29 発議第3号 まんのう町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制
定について 即決をお願いします。

日程第30 議員派遣の件

日程第31 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、午後2時30分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。以上です。

○大岡克三議長 議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○大岡克三議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、13番、川原茂
行君、14番、高木堅君を指名いたします。

日程第3 付託案件の委員長報告(教育民生常任委員長)

○大岡克三議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、高木堅君。

○高木堅教育民生常任委員長 それでは、教育民生常任委員会の委員長報告をしたら
と思います。

去る9月9日、10日、第1委員会におきまして、委員全員出席し、執行部より町長、
副町長、教育長、総務課長、所管課長が出席のもとで、教育民生常任委員会を公開にて開
催いたしました。

9月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、認定第2号から認
定第5号、認定第9号、議案第1号、2号、11号、13号の9案件で、本会議に引き続
き執行部より詳細な説明があり、審査をいたしました。

認定第2号 平成24年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、被保険者分負担金について質疑があり、執行部より、県平均より高い負担となっており、特に薬代が突出しているため、保険料軽減のために今後も住民啓発を継続して行っていききたいとの意見でございました。

認定第3号 平成24年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、後期高齢者医療広域連合納付金額について、自治体間でより公平な負担となるように努めよう意見がございました。

認定第4号 平成24年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、人権擁護事業費の使途について質疑があり、執行部より啓発費のみの支出となったとのことでございます。

認定第5号 平成24年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定については、医師の労働時間等について質疑があり、執行部より答弁がありました。

認定第9号 平成24年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定については、職員給与について質疑があり、執行部より、共済費を含め計上しているとの説明がございました。

また、浄化槽の適正管理について点検指導と住民啓発を行うよう意見がございました。

議案第1号 まんのう町子ども・子育て会議条例の制定については、子ども・子育て会議メンバーの男女比率と会の権限について質疑があり、執行部より、メンバーの構成は女性が中心となり、権限は、子ども・子育て支援事業計画を策定する上で意見聴取をするための機関と位置づけているとの答弁がございました。

また、認定こども園との関係について質疑があり、執行部より、現時点では制度が複雑で流動的なために不確定であり、今後検討を重ねていききたいとの答弁でございます。

議案第2号 まんのう町大川山交流施設「まんのう天文台」条例の制定については、降雪時等の施設利用と安全対策についての質疑があり、執行部より、条例上は冬季利用も可能となっているが、安全面から一般利用者の使用制限を行う予定である。

また、進入路には凍結注意等の看板を設け、注意喚起をしたいとの答弁がございました。

また、委員より、利用申請窓口や天体観測指導者について質疑があり、執行部より、運営当初は社会教育課が窓口と施設管理を行うが、運営が軌道に乗った段階で指定管理者に管理を移行したい、また観測指導はボランティアと操作研修を受けた町職員で対応していきたいと考えているとの答弁でございます。

また、委員より、利用料金の設定について質疑があり、執行部より、近隣の類似施設の利用料金を参考に設定を行ったが、町内利用者の利用料については便宜を図ることとしたとの答弁がありました。

また、委員より、施設の利用促進を図るために愛称募集等を行い、子供たちが天体に興味を持ち理解を深めることができるよう、定期的にイベントを開催する必要があるとの意見がございました。

議案第11号 平成25年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）、議案第13号 平成25年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案（第1号）についても質疑がありましたが、執行部より説明があり、各委員、理解され了承されたものと思っております。

次に、平成24年度の一般会計決算認定について及び平成25年度一般会計補正予算案の教育民生常任委員会関係部分について、委員会で質疑を行いましたので、その報告をしたらと思います。

小額の業務を委託する場合においても価格等を十分精査し、コストダウンを図るように。給食費の未納問題について、前納制を含めた徴収方法の見直しを行い、徴収率の向上を図るように。し尿処理業務について、外部委託も視野に入れながら費用削減に努めるように。

また、PFI事業関連の決算については、設計・施工を含む支払いに係る全ての業務の履行状況調査を行う必要があることから、現段階では適正な判断を下すことができないとの意見があり、留保することといたしました。

平成24年度の決算認定については、PFI事業を除く事業の決算については、質疑、意見もありましたが、委員も全員理解し、了承したものと思っております。

次に、平成25年度一般会計補正予算案の教育民生常任委員会関係部分については、仲南地区幼児教育施設造成工事発注経過について、PFI事業の委託料の使途協議について、質疑、意見もありましたが、執行部の答弁があり、教育民生常任委員会関係部分については、委員も了解し、理解していただいたものと思っております。

付託されました案件について、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

認定第2号 平成24年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定、認定第3号 平成24年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定、認定第4号 平成24年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定、認定第5号 平成24年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定、認定第9号 平成24年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定、議案第1号 まんのう町子ども・子育て会議条例の制定について、全会一致で可、議案第2号 まんのう町大川山交流施設「まんのう天文台」条例の制定について、全会一致で可、議案第11号 平成25年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）、全会一致で可、議案第13号 平成25年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案（第1号）、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上で付託案件審査の内容、報告でございます。

その後、執行部より、仲南支所周辺整備計画案について報告があり、委員より、駐車台数をできるだけ多く確保できるように、また造成する土地の形状を整形地とし、利便性を高めておくようにとの意見がありました。

次に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告にかえさせていただきます。終わります。

○大岡克三議長 これをもって、教育民会常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第４ 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○大岡克三議長 日程第４、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る９月１１日、第１委員会室におきまして、委員４名出席、議長同席のもと、執行部より町長、副町長、総務課長、所管課長が出席し、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

９月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、認定第６号から８号、認定第１０号、議案第９号、議案第１２号の６案件で、本会議に引き続き執行部より
十

詳細な説明がありました。また、現地調査を行い、慎重に審査をいたしました。

認定第６号 平成２４年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、弁償金について質疑があり、執行部より、他団体の事業に係る移設補償金であるとのことであります。

認定第７号 平成２４年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定については、公共下水道エリアの拡大について質疑があり、執行部より、現時点ではエリアの拡大は考えていないが、定住自立圏構想等の広域化の流れの中で必要性ができれば検討していくとのことございます。

認定第８号 平成２４年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定については、処理場施設の維持管理について質疑があり、執行部より管理運営面でコストダウンが図れるよう緑化等のあり方を検討していきたいとの答弁がありました。

認定第１０号 平成２４年度まんのう町水道事業会計決算認定については、材料売却収益・水道料金未収金等について質疑があり、執行部より説明がありました。

また、原水購入に係る過去の経緯について質疑があり、執行部より後日取りまとめて報告をしたいとのことであります。

議案第９号 まんのう町道路線の変更については、現地確認を行った後、町有財産の払い下げについて質疑があり、執行部より予定価格７００万円以上、１件５，０００平米以

上の不動産もしくは動産を売却するときに議決が必要となるとの説明でありました。

議案第12号 平成25年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案（第1号）について、執行部より、道德寺橋かけかえに係る水道管移設工事に伴う補正であるとの説明でありました。

次に、平成24年度の一般会計決算認定にかかる建設経済常任委員会関係部分については、交通安全施設整備、かりん亭運営方針、有害鳥獣防除事業、町有観光施設のPR促進、町営住宅使用料の徴収、公園管理の委託先等について、平成25年度一般会計補正予算案の建設経済常任委員会部分については、有害鳥獣対策補助金、力強い水田農業整備事業補助金、災害復旧工事等について質疑・意見がありましたが、執行部の答弁があり、委員も理解し、了承されたものと思います。

付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

認定第6号 平成24年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定、認定第7号 平成24年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定、認定第8号 平成24年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定、認定第10号 平成24年度まんのう町水道事業会計決算認定について、全会一致で認定、議案第9号 まんのう町道路線の変更について、全会一致で可、議案第12号 平成25年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案（第1号）、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告であります。

その後、執行部より、満濃池ハザードマップについて、満濃池の堰堤が瞬時に破堤した場合の浸水想定区域や浸水到達時間等の説明があり、委員より、堰堤から流出する土砂量も条件に加えたほうが精度が増すのではないかとの意見がありました。

また、県が行ったマグニチュード9クラスの南海地震発生を想定した耐震診断の結果、満濃池の堰堤は耐震性を有しているとの診断結果となったとの報告がありました。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○大岡克三議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○大岡克三議長 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月17日、第1委員会室におきまして、委員全員出席し、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長、議長同席のもと、執行部より町長、副町長、所管課長全員が出席し、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

9月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、認定第1号、議案第3号、議案第6号、議案第7号、議案第10号の5案件であります。

初めに、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、各委員会での質疑等について、報告がありました。

その後、付託案件につきまして、本会議に引き続き、執行部より詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見がありました。

認定第1号 平成24年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、各種団体への補助金について、運営する事務局の所属と内部留保金の使途目的を調査し、今後の補助の仕方を再考するよう意見があり、執行部より、団体から提出された決算書等を精査し検討していくとの答弁がありました。

また、予定価格を大幅に下回る金額で発注した工事について、町の設計額の妥当性と工事の品質の検証を行う必要があるのではないかとの意見があり、執行部より適正・適法に執行されているとの答弁がありました。

また、財政調整基金について、PFI事業関係の支払い用として組みかえはできないかとの質疑があり、執行部より、特定目的基金とすることにより可能であり、検討する余地はあるが、子供たちのために果実運用型基金として運用することも考えていきたいとの答弁がありました。

十

また、PFI事業決算関係については、教育民生常任委員会の報告結果を参考として審議した結果、現段階では認定できないということになりました。

議案第10号 平成25年度まんのう町一般会計補正予算案（第2号）につきましては、議会費の報償費・旅費の補正額の根拠について質疑があり、議会事務局よりPFI事件関連の予算であり、参考人招致や陳情に係る経費を概算したとの説明がありました。

また、税務総務費の委託料の補正額について質疑があり、執行部より、固定資産の評価に伴う業務の一部を県下統一して使えることとなったため減額することと、次期評価がえに伴う標準地の鑑定業務が必要となることから増額することとなったとの説明がありました。

議案第3号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第6号 まんのう町税条例の一部改正について、議案第7号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についてにつきましても委員より質疑がありましたが、執行部より答弁がありました。

付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定

により、その結果を報告いたします。

認定第1号 平成24年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、全会一致で不認定、議案第3号 平成24年度まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、全会一致で可、議案第6号 まんのう町税条例の一部改正について、全会一致で可、議案第7号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について、全会一致で可、議案第10号 平成25年度まんのう町一般会計補正予算案（第2号）について、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○大岡克三議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 PFI事件対策特別委員会の委員長報告

○大岡克三議長 日程第6、PFI事件対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。

PFI事件対策特別委員会の委員長の報告を求めます。

PFI事件対策特別委員会委員長、本屋敷崇君。

○本屋敷崇PFI事件対策特別委員会委員長 それではPFI事件対策特別委員会の委員長報告を行います。

去る、9月12日、13時から全員協議会室にて議長、執行部より町長、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長、会計室長、対策室2名が出席のもと、PFI事件対策特別委員会を公開で開催しました。

この日は、今後の調査をどのような体制でしていくのかを話し合いました。今までの調査によって壁だけの問題ではなくなっており、現在の建物が安全であるかの検証が必要である。そのためには専門家を含めた調査委員会を構成する必要がある。執行部として、調査をするところとして、2つほど候補があるのだが当初の申し合わせのとおり、議会が納得するためにも調査委員会の選定は特別委員会が主導で構成することを確認した。

議員の中より、既に壁の問題もあるので、契約解除なども含めた話し合いをするべきではないかという意見も出ましたが、今、優先すべきことは、既にでき上がっている建物が設計どおりにできているのかどうかであり、その調査が終わった後に、その後の協議をPFI法や民事契約に詳しい人の意見を聞きながら対応を決めるべきだろうという話になりました。

その後、検査をしていく中で重要な建物の確認申請書のコピーを2部とること、さらに調査委員への打診を委員長と副委員長にて9月末をめどに進めることを確認し、14時30分に委員会を閉会しました。以上です。

○大岡克三議長 これをもって、P I F事件対策特別委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

14番、高木堅君。

○高木堅議員 今、調査特別委員会の委員長報告がありましたが、大変うまく要約してまとめておられますが、その分の今報告した内容の分の書類、文面ですね、書面、これを各常任委員会委員長も委員長報告も事務局のほうで各議員は持つとんやけど、あるんですか、事務局のほうに。

〔「入れてます」と呼ぶ者あり〕

入れてくれているんですか、ほんま、きのうなかったけん、ほんだら、これまた確認させていただきます。ありがとうございました。これだけです。

○大岡克三議長 5番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇 P F I 事件対策特別委員会委員長 今の質問ですが、議員控室のほうに委員長報告全て一式そろえておりますので、またお目通ししていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○大岡克三議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第7 認定第1号 平成24年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について

○大岡克三議長 日程第7、認定第1号 平成24年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は不認定であります。

これより討論に入ります。

委員長報告が不認定でありますので、原案に賛成の賛成討論から行います。賛成討論はありませんか。

6番、関洋三君。

〔「全会一致やのに」と呼び、その他発言する者あり〕

○関洋三議員 全会一致ですか。

〔「討論ですよ」と呼び、その他発言する者あり〕

○関洋三議員 賛成討論ですよ。

○大岡克三議長 先ほど議運の委員長が申しましたように、全会一致で不認定ということで。

〔本屋敷議員「執行部が出してきたことに、認定することに賛成の討論をせないかんです」と呼ぶ〕

○大岡克三議長 もう一度繰り返します。

これより討論に入ります。

委員長報告が不認定でありますので、原案に賛成の賛成討論から行います。賛成討論はありませんか。

○関洋三議員 議長のお許しをいただきましたので、ただいまちょっと議会在にぎわっておりますけれども、説明の上、申し上げたいと思っておりますが、ただいまは認定第1号ということで、平成24年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定のことについての採決ということで、普通でありますと反対討論から始まるようなんですけれども、今回は何か今、賛成討論から始めるということになったので、ちょっとややこしく受けとめられた方もおられるということなんですけれども、そういうことで、私は賛成ということで討論に加わりたいということで応じることになりました。よろしいでしょうか。

○大岡克三議長 6番、関洋三君の発言を許可いたします。

○関洋三議員 何か全会一致とか聞いておりましたけれども、別に私それを全会で賛成しますと言うたことは今までなかったというように思いますが、もし間違いでありましたらお断り申し上げて、この議案については賛成討論とさせていただきます。

事務局長、よろしいでしょうか、はい。総務委員会では、先ほどの報告では、総務委員会では反対と、認定に反対するというようなことで委員長が報告されておりました。勇気ある決断でないかというふうに思いますし、過去にない事例でないかとも思います。

今からこれを議員全員で採決に加わるわけなんで、その判定はわかりませんが、これは私なりに考えますと、24年度の一般会計のほう、特別会計ではありません、一般会計のほうなんですけれども、大変な予算を執行に当たって、それを認めるか認めないかという話でございます。

今回、議員になって3回目のほうになりますので、要領は得ているつもりなんですけれども、この反対ということが出たということは、大変なことだと受けとめます。私なりに考えてみますと、これは、執行部の信任をかける、それにかかわる問題じゃないかというふうにも私なりには受けとめているわけございまして、反対が出たので、ああそうかというように簡単に終わる話ではないように思います。

それには、それぞれの理由があると思いますし、当然私が賛成とすれば反対討論も私の後に続いてあると思いますので、そのことについて私が賛成であるということは今の時点ではわかりませんので、言えないというもどかしさはあると思いますが、私なりに賛成の理由を述べさせていただきたいと、また、後反対討論が出ても、それに対してのまた私が賛成の理由を申し述べることはできないというルールの中でお話をさせていただくということになります。それはトップバッターということになりますので、それと、今申し上げましたように賛成から始めるというようなことで、私も初めて知ったわけですし、そういう

ことをお断り申し上げて、賛成の理由を少し申し上げさせていただきたいと思います。

そのように大変な勇気ある決断ということで、これを皆さんがまたそれを反対であると認めた場合には、大変もう今までに例のないことが起きるということになろうかと思えます。24年度の一般会計を否決したというようなことで、それは大変な問題であるというふうに思いますが、本題に入りますと、町長も私どもも24年は一生懸命お互い頑張っけて町政に携わってきた結果をこのように御報告いただいた。それに対してのええか悪いかということになりますけども、新年度予算についても私どもは賛成をしたということ、また各本会議で一般会計の補正予算につきましても、それぞれに考えて賛成に加わったと、そして結果といたしましても、やはり特段非のないところでありまして、町長を信任しているということから、そして、これから認定が終わりましたら、先のことですけども、間もなく26年度の新年度予算の構成も始まるんじゃないかということ、もしですよ、もしこの本会議で、きょうは最終日ですから、結果が今のような反対ということがもし出たことを想定した場合、大変もういろんな問題が起きるんじゃないかというふうに想定します。

一つは、今申し上げましたように新年度予算にもかかわってくる大きな問題になるんじゃないかというふうにも考えます。職員の気力、そういうことにもかかわってくるんじゃないかと、そして私どももそれに一緒になって議員報酬、またそれもいただいてきたわけなんでありまして、私だけではありませんけども、そういうことにかかわってきたのを全てを否定するということになります。もちろん、その一部が悪くていかにのじゃないかという想定ではないかとは思いますが、これはもう条件つきなしで丸かペケかどっちかををはっきり申し上げなければいけないわけなんで、今のところ、先ほど申し上げましたように反対討論の理由がわからないまま話をするという不備なところもありますが、そういうことでもありまして、委員会の話をちょっと聞いてみますと、やはり体育館の壁の問題から始まっておるといようなことでもございます。これで、私を感じるころには、そこでお金を払ったとか払っていないとか、いや実際はお金は払ったんですけども、それが事の発端ではないかというふうに、まあ想定ですけども、今からまた反対討論が始まる中で詳しくわかるんじゃないかと思えます。

ただ、想定の話だけで申しわけないんですけども、恐らく例えばそういうことを設定した場合には、お金というのは、やはり工事が終わって当然払うものでありますが、しかしながら、今回はその様子ではありません。その部分が十分できてないから払う必要はないんじゃないかというような議論にかかわったこともあります。現にまんのう町にもたくさんの方が仕事に従事されて、そして仕事にかかわって、私だけのイメージですけども、暑いときに、あの炎天下の中で仕事をされとったということもイメージで浮かびますけども、そういう方の給料にもかかわる話でございます。仕事をすれば、やはりお金は出さなかったらいけない。それが残念なことに、こういう大きな壁の問題から始まって、まだ不信感を募っておる、その業者を募っておるわけなんですけども、これにはいち早く町長のほうも全精力を向けて、SPCとも十分話し合っていくと、まんでがんパートナーズです

か、それと十分話し合っていくというようなことにもなっておりますので、よく聞いておりますので、それにも期待しておるわけなんですけども、そういうことで、きょうもちよっと視点を変えて話をさせていただきますと、中学校のことで、私も大変気になっておりまして、きょうも中学校のほうの関係者の方と話もさせて、きょう本会議に臨むに当たりまして話もさせていただきました。

その方と話してみると、どうしても、どうしてもというような話じゃなくて、住民の方が大変心配されとるのはわかりますけども、生徒、また職員におきましてはそういう心配はなく、安全でかつ通常どおりの教育がでてきております。そして、父兄のほうからも、そういう面では誰も不満は出ておりませんということを知り、一応安心はしたんですけども、何分議会のほうでもこれから調査する段階ですのでという話は申し上げました。

そういうことで、体育館の問題が大きく尾を引いておりますけども、これは、要点は、私どもも関係しております、25年間にわたる仕事でございます、まんてがんパートナーズと81億5,934万3,555円ですか、そういうお金を投入してでの、これから25年間の話でございますので、身内同士ということになります。そういう人と一緒になって一生懸命解決に向けて町長も決断を大いに新たにしたいとお願いをさせていただくということでございますので、そういうことで私は話がついていくんじゃないかとも思います。

そういうことで加味して、平成24年度の一般会計の認定については私は従来どおりの賛成にして、これからも一層奮起して、執行部職員、襟を正して、そして26年度の新年度予算に向けて、新しくまんのう町の発展のために尽くしていただきたい、私たちが任期まで頑張っていきたいと、そのように思いまして、賛成とさせていただきます。以上です。

〔「意味がわからん」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 次に、本案に対する反対討論の発言を許可します。

5番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 それでは、反対討論を行います。

まず、時系列を追ってお話しさせていただきますと、5月10日全員協議会にて、執行部のほうが支払いをしようということではありましたが、PFI事業はサービス購入費であり、全額サービスを購入することが正しいかどうかというのをモニタリングであらわすということになっておりました。しかしながら、まんてがんパートナーズよりモニタリングの資料が出てきていないということで、5月10日の支払いは全員協議会にて延期をするべしということになっておりました。

5月30日、さらに全員協議会で、支払い期限が30日であるということで町長が支払いをしなければならないということですので、今後モニタリングができたときには、支払いを減額すべき部分においては返却をできるようにしておいて払っていただきたいということを議会のほうとしてはお願いをいたしました。

しかしながら、その返却をお願いするべきものですが、これは確約する念書というものではなく、電話でそういうことになるかもしれませんということでお話ししただけ

であって、口約束であるという部分は、ここが大きな問題でもあります。

その後、建設において壁の厚さが無断で変更されていた。さらには、破壊検査により竣工図と違うところも多々出てきている。さらに特別委員会で参考人招致をした現場管理をしていた山下設計、まんでがんパートナーズの統括マネジメントの仕事としての不備が発覚しております。これは、モニタリングでいえば減額に値する部分であろうと考えられます。

今後、今現在わかっている部分だけではなく、さらにはモニタリングをして、十分ではない部分、これは減額をして返還を求めなければならないということになります。しかしながらそのときですね、議会が決算を認定しているということになれば、支出に問題がなかったということになります。これでは、幾ら返却を請求しても返ってくるということは考えられないということになり兼ねません。議会としては、町民の財産を守るべき立場としては、決算、附帯決議としてPFI事件という部分だけではこれをつけることは無理です、制度上。ということ是一般会計全てを不認定という形にはなりますが、いたし方ないことと考えます。

委員会のほうでも、それを十分に協議した上で、議会としての立場、町民の立場に立った上での全会一致による不認定であることを議員諸兄には、さらに町民の皆様には御理解をいただきたいと思えます。以上です。

○大岡克三議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第1号 平成24年度まんのう町一般会計決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は不認定であります。したがって、原案について採決します。

平成24年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○大岡克三議長 起立少数であります。

よって、本案は不認定されました。

ここで、議場の時計で10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○大岡克三議長 それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします

日程第8 認定第2号 平成24年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○大岡克三議長 日程第8、認定第2号 平成24年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより認定第2号 平成24年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第9 認定第3号 平成24年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○大岡克三議長 日程第9、認定第3号 平成24年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより認定第3号 平成24年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第10 認定第4号 平成24年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○大岡克三議長 日程第10、認定第4号 平成24年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより認定第4号 平成24年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第11 認定第5号 平成24年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について

○大岡克三議長 日程第11、認定第5号 平成24年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより認定第5号 平成24年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第12 認定第6号 平成24年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

○大岡克三議長 日程第12、認定第6号 平成24年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより認定第6号 平成24年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 13 認定第 7 号 平成 24 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

○大岡克三議長 日程第 13、認定第 7 号 平成 24 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより認定第 7 号 平成 24 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 14 認定第 8 号 平成 24 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

○大岡克三議長 日程第 14、認定第 8 号 平成 24 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより認定第 8 号 平成 24 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第15 認定第9号 平成24年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

○大岡克三議長 日程第15、認定第9号 平成24年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより認定第9号 平成24年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第16 認定10号 平成24年度まんのう町水道事業会計決算認定について

十

○大岡克三議長 日程第16、認定第10号 平成24年度まんのう町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより認定第10号 平成24年度まんのう町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第17 議案第1号 まんのう町子ども・子育て会議条例の制定について

○大岡克三議長 日程第17、議案第1号 まんのう町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第1号 まんのう町子ども・子育て会議条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第2号 まんのう町大川山交流施設「まんのう天文台」条例の制定について

○大岡克三議長 日程第18、議案第2号 まんのう町大川山交流施設「まんのう天文台」条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第2号 まんのう町大川山交流施設「まんのう天文台」条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第3号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○大岡克三議長 日程第19、議案第3号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第3号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第6号 まんのう町税条例の一部改正について

○大岡克三議長 日程第20、議案第6号 まんのう町税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第6号 まんのう町税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第7号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について

○大岡克三議長 日程第21、議案第7号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第7号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 2 議案第 9 号 まんのう町道路線の変更について

○大岡克三議長 日程第 2 2、議案第 9 号 まんのう町道路線の変更についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第 9 号 まんのう町道路線の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 3 議案第 1 0 号 平成 2 5 年度まんのう町一般会計補正予算案（第 2 号）

○大岡克三議長 日程第 2 3、議案第 1 0 号 平成 2 5 年度まんのう町一般会計補正予算案（第 2 号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第 1 0 号 平成 2 5 年度まんのう町一般会計補正予算案（第 2 号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 4 議案第 1 1 号 平成 2 5 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）

○大岡克三議長 日程第 2 4、議案第 1 1 号 平成 2 5 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第11号 平成25年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第12号 平成25年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案（第1号）

○大岡克三議長 日程第25 議案第12号 平成25年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案（第1号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第12号 平成25年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第13号 平成25年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案（第1号）

○大岡克三議長 日程第26 議案第13号 平成25年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案（第1号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第13号 平成25年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決すること

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第14号 まんのう町職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定について

○大岡克三議長 議案第14号 まんのう町職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第14号 まんのう町職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定についての提案理由の御説明を申し上げます。

国として、東日本大震災の復興財源確保のため国家公務員の給与を平成24年度と平成25年度の2カ年において、給料月額平均7.8%減額などの給与減額支給措置を実施するに当たり、地方に対し、地方公務員についても本年7月以降、国家公務員に準じた給与カットを行うよう要請されており、給与カットを前提とした地方交付税の削減が行われます。

本来、地方公務員の給与は地方が自主的に決定すべきものであり、地方公務員法にも規定されておるところでございますが、国による地方交付税が削減される事態から住民福祉への影響を鑑みて、一般職及び特別職の給与を平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間、減額措置を講ずるもので、あわせて所要の改正を行うものでございます。

詳細は担当課長より御説明申し上げます。

○大岡克三議長 総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 それでは御説明を申し上げます。

議案第14号のまんのう町職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定については、第2条関係で、まんのう町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の特例として、特別職の区分に応じて、給料月額から減ずる割合を規定しております。内訳は、町長100分の10、副町長100分の8、教育長100分の7を乗じた額に相当する額を減額するものでございます。

続きまして、第3条第1項では、まんのう町職員の給与に関する条例の特例として、一般職の適用される給料表、職務の級の区分に応じて給料月額から減ずる割合を規定しております。内訳といたしましては、行政職で主事に当たります2級以下が100分の1.5、係長級以下の3級及び4級が100分の3.3、課長補佐級の5級が100分の4.7、課長級の6級が100分の5.7、医療職といたしまして、裏面でございますが、1級が100分の1.5、2級が100分の3.3、3級が100分の4.7、4級が100分

の5. 7を乗じた額に相当する額を減額するものでございます。

第3条第2項では、公務災害やその他の休職者の給料月額を減額する割合の特例を規定しております。

第3条第3項では、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び給与の減額に係る勤務1時間当たりの給与額を当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減額とする特例を規定しております。

第4条関係では、まんのう町職員の育児休業等に関する条例の特例について、部分休業を取得した職員の給与額を減額する割合の特例を規定しております。

第5条関係では、まんのう町職員の勤務時間、給与等に関する条例の特例についてでございます。これは介護休暇を取得した職員の給与額を減額する割合の特例を規定しているものでございます。

第6条では、端数計算として減ずるとされております額を算定する場合に、1円未満は切り捨てるとしたものでございます。

なお、この特例条例は、先ほど町長も申されましたように平成25年10月1日から施行するものでございますが、期間といたしまして、施行期間は平成25年10月1日から26年3月31日までの半年間でございます。

御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○大岡克三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 この条例ですけれども、かなり理不尽な条例やと思うんですよね。理不尽な条例でなければ、国が要請した7月1日から当町もしとるはずですけども、今回、10月1日ということですけども、お聞きの町民の皆さんとかも何が理不尽かというところをちょっと説明させていただいたら、ラスパイ指数ですね、これは国独自の算出方式であって、私が考えますに、本来ならば総人件費を総人数で割ったもの、これを国を1とするとするならば、町は幾つなのかというようなラスパイであるならば納得はいきますが、そうではない。復興予算と言いながら、これは町民の皆さんも御存じやと思いますけども、復興のほうには使われていない金額が多々あるというようなこともあります。さらには、4,000万程度の交付税が削減されるということですけども、住民サービスの根幹は職員さんの人権、マンパワーですね、これに係るものが大きいと、そうなると、給与を削減することによるモチベーションの低下、こちらのほうが危惧されます。

経営陣として松下幸之助でしたり、海賊と呼ばれた男の出光創始者であったりしても、そういったことから考えて、賃切り、首切りのほうは控えるべきであるというようなことは経営陣としては当然考えなければならないというようなことはおっしゃっています。

まあ、私個人としてはですね、執行部のほうが、いやいやこれは住民自治の、地方自治の根幹にかかわると、国とでもけんかをするよと言うのであれば、最後までそのけんかに

つき合うと、職員の楯になって住民サービスの向上に逆に図っていくという気持ちではおりましたけれども、こうして出てきたわけですね。

そこで一つ確認しておきたいことがあります。そのような住民サービスの低下を引き寄せかねない、このようなことですが、そのようなことがないということも前提に職員の皆さん方と十分に話し合いをした結果、今回提出してきたものであるということで、出てきたものであると考えてよろしいですか、どうですか。それをよろしくお願いします。

○大岡克三議長 総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 本屋敷議員さんの御質問にお答えをいたします。

確かに国からの一方的な地方に対する給与削減要請には納得しかねるところはあります。そういうこともありまして7月からの要請があったわけですが、自治体としては試行錯誤しながら、他の自治体、県下もそうですが、全国的にも1,700を超える自治体があるわけですが、大変それぞれの地方自体は悩みながら、今に至っているところでございます。と言いながらも、国からの強い要請等もあり、もうほとんどの自治体がこれを実行するというようになっております。

そういう中で、ささやかな抵抗で国の要請はされてはいるものの、手当等は少し控えさせていただいているというのが実情でございまして、そういうところの中で職員組合、職員の御理解をいただくために説明もさせていただきながら、先ほど言われましたように、住民サービスがそれによって低下するのでは、まさに何をしているのかわからないこととなります。そういうことで、職員のほうも、と言いつつも、自分たちの給料にそのカット分が食われるというのはやはり何か矛盾もありますが、ジレンマもあるわけですが、やはり住民のことを考えると、やはり自分たちも身を切ることもしなきゃならないということを職員組合も申しさせていただきました。

そういうことで、まんのう町についてはですね、組合のほうとも妥結をし、気持ちよくといいますか、中にはいろいろあるとは思いますが、基本的には合意をした上での今回の提出となっておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

○大岡克三議長 2番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 一つ質問させていただきます。

先日の全員協議会での課長の説明の中にありましたように、今回の国による要請、一般財源が差し引き約4,000億円削られてきておるということ、それに対して今回の今出されておる給与カット、それによって1,500万円が・・・

○大岡克三議長 田岡君、4,000万。億言うたから。

○田岡秀俊議員 失礼しました。言い直します。4,000万円の一般財源が交付税として来る額ですね、カットされておる。そのうち、今回の削減によって1,500万円手当てできるということです。あとの約2,500万円をどういうふうな手当てを考えておられるか、そのあたりをちょっとお聞かせいただきます。

○大岡克三議長 総務課長、齋部正典君。(大西豊議員退席 午前11時13分)

○齋部総務課長 田岡議員さんの御質問にお答えをいたします。

確かに田岡議員さんの申されましたように、今回の本町の給与削減は交付税の削減額相当には届いておりません。これはまあ全国的に、また県下もそうなのですが、県下の自治体の動向も見ながら十分精査をして、その中で削減率等も決めさせていただいて、そういうことで生じたところでございます。

先ほども申しましたが、国からの要請を100%のんではないところが実はございます。これは私どもの町だけではなく、かなりの市町に大体準じた決定をさせていただいております。

そういう中で、今お話も出ましたが、4,000万ほどのカットがあって、その中の今回の給与カットをすることによって1,500万ほどの捻出、その差額の2,500万をどうするんだというお話でございます。

この2,500万につきましては、やはり職員がまさに住民サービスをしっかり行う中ですね、と言いつつもお金のことでございます。やっている事業の中身も精査をしながら、無駄のないように、さらにそのあたりは突き詰めていきながら、これを少しでも圧縮していきたいというように考えております。

そのあたりのところは、またこれからも執行部の中で事業の中身を精査しながら進めていきますので、議員の皆様方におかれましても御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。答弁といたしますか、回答とさせていただきます。ありがとうございました。

○大岡克三議長 ほかに質疑は、11番、三好勝利君。

○三好勝利議員 町長も課長もそりゃ立場上、苦しい息が詰まるような答弁を、胸の内と正反対の答弁をしとるの十分わかるんですわ。

例えばね、復興予算、復興予算言うけど、過去にも復興予算組んで、なおかつ二十数万の人がまだ避難生活を送っとんですよ。これはどういうふうに政府がやっとなですか、はっきり言って。我々もいろんな物資、いろんな寄附金集めて送った。どこ行ったかわからん。復興予算は沖縄に使われた、佐賀に使われた、長崎に使われた。いいかげんなことやって、これがまだ足らんからもう一回と、こういう政府のやり方、金額じゃないですよ、政府自体のやり方が私はおかしいと思うんですよ。それは、やっぱり地方から声を上げてやらないかんですわ。

弱肉強食みたいな、おれらの言うこと聞かなんだら、金を減らすんだ。こななばかげたようなね、三流か四流、五流のようなこと考えて、先般もそうでしょうが。オリンピックができたのは、皇室のある方が行って、皆さん、全国にお礼を言うたと、復興に対してお礼を言うた。あれうそを言うとなですよ、復興に対して協力はいただいたけど、復興できていないと、そういうことを皆さんやっぱり考えてやらないかんですよ。

だから県の知事さんもあの時は交付税を減らすんやったら法律違反じゃんということ突っぱねたけど、最後は云々になると。うちの町長も言いよったけど、結局しょうがないの。我々はだまされて合併したんですよ、合併。皆さんよう聞いてくださいよ。合併、

強いられて。どないに苦しなつとるか、へんぴのほうは。

それで今回も合併したところもしてないところも同じやと、おまえらばかかと、合併して餌まかれて、減らされて、うちは合併せんでも同じやというような町もあるんですよ。だから私はそういうことはちゃんとしてくれと町長にも言うてあるんです、はっきり言うて。合併したところもしてないところも同じで、これでみんな満足するんですか。ちっとやっぱり我々議会も総上げでちゃんとしてやらないかんですよ。

町長が3人おったのが1人、教育長がおって、助役さんもおって、議員も38名おったんが半分、そのまた半分になつとんですよ。そういう非常に地域は強いられて、郡部においては本当に過疎に、どうあるべきかという我々議会と執行部は一緒になって考えるときなんですよ。それが何ですか、中央のほうはたらたらたらたらし、わがの失態を地方に投げて、これは全部私が言うたことコピーして持って行ってくださいよ。結構ですから、私責任とりますから。

だから、こういうようなことはしゃんとしてもらわないかん、執行部は。それに対して答弁、町長でも課長でもどっちでもいいですよ。私の言うことが間違つとんなら、おまえらばかみみたいなこと言うなと言うてください、結構ですから。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。 (大西豊議員着席 午前11時14分)

○栗田町長 三好議員さんの質問にお答えいたします。

確かに、三好議員さんがおっしゃるとおり、我々も非常に腹立たしい思いはいたしております。そして、合併したところとしてないところという話がありましたが、我々は合併をいたしました。その合併したおかげで、かなりの交付税をいただいております。ところが、今回減額ということになりますと、たくさんいただいておった分だけ、ほかの合併していないところより多くの減額措置が行われることになっております。

そういったことで、その4,000万ですか、4,000万分全てを我々で埋め合わせするということはなかなか難しいということで、せめてその中で1,500万程度は何とか少しでも捻出しようということで、今回苦渋の選択でこういう議案を出させていただきました。議員の皆さん方の御理解を賜りますようお願いいたします。

○大岡克三議長 11番、三好君。

○三好勝利議員 同じこと繰り返しになるけど、町長のやっぱり苦しい立場もそりゃわかります。中央へ行ってええ顔もせないかんし、また怒られてもいかんし、過去にもある補助金の場合でゼロ査定から復活折衝である施設をつくりました。そのときの担当はこの中にもおるでしょう。これをやったら、後からもうえらい目に遭うんじゃないかと、補助金を減らされるんだと言うて相当悩んだけど、やった結果、全然補助金に関係ありませんでした。そういう経緯もあります。やっぱり地域がやる気があるかないかの問題ですよ。

今度の学校問題だって本当に本当に我々は住民に対して責任を持って解決せないかんのですけど、それに対して奔走してやつとんですよ。我々も議会総挙げて。そういうことをやっぱりね、町長も本当に苦しい立場だと思いますけど、職員だけの賃金云々だけじゃなく

て、大体総体的にそういうことを楯となってやっていただきたいと思います。その返事だけ結構です。

○大岡克三議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの質問にお答えをいたします。

今後とも我々毅然とした態度で頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○大岡克三議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 質疑を聞いて、もうする必要はないかと思いつつ、やはり立場上討論は反対をしますので、討論に参加せないかと思っておりますので討論したいと思っております。

もともと、町長も総務課長も地方交付税どうのこうの言いながら、地方自治体、自治のあり方どうのこうの全部言いました。国がそういうことを地方自治に求めることは、絶対
十
にあってはならんことなんです。それをやるということなんですから、もう余りごちゃごちゃ言いません。原則にのっとって、私はこの議案については地方自治の根幹を揺るがすようなもってのほかの提案でございますので、反対の討論とさせていただきます。余りもう詳しいこと言わんでええと思っておりますので、反対の討論としておきます。以上です。

○大岡克三議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許可します。

6番、関洋三君。

○関洋三議員 賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。

先ほども賛成をさせていただいたんですけど、私1人だったものですから、大変自信はないんですけども、せめて、この件につきましては同士の方もおられると、賛同いただける方もおいでだと思いますので、ぜひお願いしたいというふうに思いまして、賛成に立ち上がりました。

この議案は、本日提案されたということで、本日が最終の会議でございますので、きょうが最終日ですから、もう即ここで踏み絵を踏まされるというようなことにもなります。そういうことで、イエスカノーしかありません。

先ほどのことにもなりますけども、結果が出た後、電話もありまして、大変住民の方が関心を持ってこういう町の政治にかかわっていただいているような感じが大変見受けました。そういうことで、今回急に出た議案ということで、私どももそれに対して十分な審議

というのは時間がないまま採決に加わらなければならないということで、私どももわからないぐらいですから、住民の方、聞いていただいている方はもっとわからないのではないかというように思いますけども、簡単に説明をさせていただいて、賛成討論としたいと思います。

今回は職員の方、国のこともあるようでございますけども、私どもは住民の代表としてかかわっておるわけですし、そういう気持ちで今回賛成、反対に決断するわけなんでございますけども、ポイントといたしましては、職員の方も苦渋の選択だと思うんですけども、給与削減について、誰も給与を下げるのはなかなか難しい話ではございますけれども、中には工夫をされておりまして、1級、2級、それで6級まであるようですけども、1級、2級というのは若い方、6級というのはベテランの方というて課長とか年功の方ということに理解しますけども、その1級、2級若い方は低いパーセントに抑えていると、その反対にベテランの方はちょっと高いということで、その平均をとった数字を示されておるといことと、もう一つは、大事なポイントですけども、これは三役の方、今、目の前に座っておられますけども、町長、副町長、教育長、この3名の方も一緒になって削減をするんだというようなこと、これが大きなポイントでないかというふうに思います。

それに合わせて、先ほどの議運の委員長の報告にもありましたように、次の議案も出されております。それに合わせて議会のほうもどうするかというのは、この分が結果が出た後ということになりますけども、そういう組み合わせもあります。

十 そうということで、大変難しい選択でないかというふうに思うんですけども、話は戻って、特別職の三役の方の分につきましても、職員とは別な条例の扱いでございますので、今回は町長のほうも1割削減ということ、そして、副町長、教育長も報酬が違うわけなんですけども、同じく1割を削減しますと、より詳しく話を申し上げますと、町長は76万の給与をもらって、報酬をもらっておりますけども、済みません、79万です。間違えました、訂正します。79万ですけども、その1割を今回削減するんだというようなことです。まあここがポイントじゃないかと思います。

長い間79万ずっともらっておられたんですけど、この機になって、やっとなら1割も今回削減させてくれというような話でございますので、この話を受けて、私どもは判断せざるを得ないということで、これは町長がそこまで言うのであれば、それには当然でしょうと、それは今までたくさんの方と住民の方とも話し合っておりますけども、今の状況、社会環境を見ておりまして、やはり職員給与と一般社会の給与とちょっと大分差が生じておるんじゃないかという話は、いついかなるときでもそういう話が出ておるわけございまして、これを機に、国の政策ということもあるんですけども、これを機に町長みずから1割、10%削減するんだということを英断されておるわけでありまして、もうこれをしていいんでないかというような住民の方はほとんどいないんじゃないかというふうに私は考えますので、これは皆さんの住民の立場を踏まえて、私はそれに伴ってオーケーですよ、賛成しますよということを明確にしたいと思います。

ということで、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○大岡克三議長 次に、反対討論の発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論を終結いたします。

これより議案第14号 まんのう町職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大岡克三議長 起立多数であります。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第15号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○大岡克三議長 日程第28、議案第15号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第15号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

これは改正前の報酬額の表示を改正後は、給料月額に字句の訂正を行い改正するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○大岡克三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第15号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する

条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 29 発議第 3 号 まんのう町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定について

○大岡克三議長 日程第 29、発議第 3 号 まんのう町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まんのう町議会議員、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 それでは、ただいま議長のほうからおっしゃられました、まんのう町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例、すなわち議員報酬削減の提案理由を申し述べさせていただきます。

昨今の全国的な行財政改革の動き、国・地方の 1,000 兆円を越える借金による待ったなしの財政再建、遅々として進まない東日本大震災からの復興、そして景気浮揚策として政府が進めるアベノミクスは、まだまだ地方に恩恵が及んでいない中、政府は来年 4 月より消費税の 5% から 8% への引き上げを、ほぼ決定したようであります。

それらを鑑みるに、先ほど議決した国による強制とも言える要請、つまり震災復興の財源確保のため、地方固有の財源である交付税を減額する、その足りなくなった分は地方公務員、つまり職員の給与を削減しなさいという理不尽な条例制定であったわけですが、財政力指数の低い我がまんのう町にあっては、住民サービスの減少を最小限に抑えるため、議員として苦渋の選択をしたところであります。

その結果、国による交付税削減により、町の一般財源の減少額、約 4,000 万円のうち、約 1,500 万円は手当てできるということではありますが、あとの 2,500 万円はどこかで住民サービスを削るか、あるいは基金を取り崩さなければならないということでもあります。

そしてまた、町職員、特別職の給与減を決定した議会議員として我が身はどうかと振り返ったとき、人に痛みを押しつけておいて、自分はほっかむりでいいのか、痛みは分かち合うべきではないのかという良心の呵責にさいなまれるわけでもあります。

この際、みずからも一緒に身を切り、少しでも一般財源の減少、すなわち住民サービスの減少を抑え、住民の負託に答えていくべきであると考え、この議員報酬削減の条例制定を提案いたします。

なお、削減額は、さきのまんのう町職員の給与の臨時特例に関する条例の町長と特別職と町職員の平均減額率を勘案し、100分の5とするのが適当であると思います。以上で

あります。

○大岡克三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番、三好勝利君。

○三好勝利議員 私は先ほどの職員と同じでね、ええ格好とかそういう意味じゃなくして、制度自体がおかしいと言うとるんです、制度自体が。我々は、苦渋の選択を選んで泣く泣く合併したんですよ。その経験のない者はわかりませんよ、意味が。どれほど苦勞しとるか、地域住民から。やっぱりそれは責任を持っているんです、我々は。だから減額云々はそらわかりますよ。ただし、目的がやっぱり少し違うというんで、さっきの職員のもだめやと言うたんですよ。

我々も考えてみてくださいよ。議員も38名おったんですよ。それを二十何名に下がって、18名に下がって、16名、この次は恐らく14名ぐらいになるでしょう。最後はどうなるんですか、誰がその責任を持って地域を預かるんですか。それと、若手の議員が出てこないというのもその辺に問題があるんですよ。

ただ、減額するのはわかりますよ、気持ちは。我々だってやっぱりそうしたい。だけど、やっぱり制度自体に責任を持っていかないかと。それでやっぱり職員の場合も、先ほど、やっぱり反対の意見を出していただきました。議会やって、そら何人かおるでしょう、全員賛成だったらええじゃないですか。やはりその辺はね、自分の置かれた立場と、目先のことだけ考えるんじゃないでなくて、今、中学校問題も大きくなっておる。将来どうなるかというときに、やはり議員が一丸となって考えて行動するのが私は建前と思います。それに対して批判されるのは結構、私が責任を持ちます。以上です。

○大岡克三議長 2番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 三好議員さんのお考えはよくわかります。まあ、合併云々という話もありましたけれども、そりゃ合併によりマイナス面もあったと思いますが、プラスの面も私はあったと思っております。

そして、まあ先ほどの特別職職員の給与減にいたしましても、本当に町長を初め職員の方は本当に頑張っておると、よくやっておるということは私も3年半議員経験してきました、もう十分感じておるところであります。先ほどの議決した案件にいたしましても、町長にしても本当に断腸の思いで出してこられたらと思っております。そういう町長の考えに報いるためにも、我々議員はそのままでいいのかというふうなところがポイントであります。

そのあたり、答弁になったかどうかわかりませんが、皆さん方のお考え次第だと思いますので、よろしくをお願いします。

○大岡克三議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、発議第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 10番、藤田ですが、反対の立場で討論させていただきたいと思っております。

この議案そのものについては、田岡議員の部分が理解はできるんでありますけれども、その前段の職員給与から波及しているという立場で、ちょっと反対をせざるを得んということとさせていただきます。

もともと、地方自治というのは、まんのう町役場に任された、我々に任された議会決議であります。ですから、それを国が介入するものではありません。そういった立場で職員給与に対して介入してきて、それに対して、前議案のときに本屋敷議員が言ったみたいに、7月1日にやれと言いながら10月まで延びてきたんですよ。そのことを考えた場合には、即そのことはいいからということじゃなかったと思うんですね。県も同じことだと思っています。

そういった立場の中で、理不尽なことを認めた議会というのは、私たち議会議員の権限、根幹を覆す大きな部分ではないかと思っております。ですから、議会議員としては、まんのう町議会の中で議決することとあります。そのことをもう一遍考え直していただきたいと思っておりますし、さっきの国の理不尽なことを、三好議員も言いましたけれども、全部認めるんかということになりますと、地方自治を否定する、地方自治の根幹を揺るがすような大きな問題であります。そういった立場で、田岡議員の説明はわかりますけれども、私はこの議案第14号との絡みから言いますと、この発議第3号については反対せざるを得ませんので、反対の立場で討論をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○大岡克三議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許可します。

3番、合田正夫君。

○合田正男議員 賛成討論をさせていただきます。

町長とか一般職員まで減額するというのに議員がせんというのはおかしい、これ町民に対してももう、私はもう最初からの信念でありますので、これはもう削減するべきだと思いますので、賛成討論させていただきます。

○大岡克三議長 5番、本屋敷崇君。

○本屋敷 崇議員 5番、本屋敷です。反対討論をさせていただきます。

先ほども質疑で述べましたように、先ほどの議案、町長並びに副町長ですね、また執行

部のほうが国と戦うぞという姿勢を見せていただくのであれば、当然賛同したものでございますが、職員組合とも話し合いができておると、そういうもので議会のほうに出してきたと、賛同を得て出してきたものであるということですから、賛成はしました。しかしながら、この部分ですね、ここまで認めてしまえば、国の理不尽な部分に対して議会が全て認めてしまうということになりかねない。

さらには、三好議員もおっしゃっていましたが、議会38名から今現在15名です。それによる削減効果は4,000万どころの話ではない部分も考え、さらに私、職業議員です。職業議員がどうかという部分はありますが、ほかの市議とかとお話をしていても、いろんなところでの研修に行けたり、日々の切磋琢磨に費用が使えるという部分ではうらやましく思っております。

私、議員になってそれなりに勉強してきた自負はあります。そのことも踏まえ、国のそのような理不尽な制度に従うようなことはしたくはありませんので、反対討論とさせていただきます。

○大岡克三議長 次に、賛成討論の発言を許可します。

4番、白川正樹君。

○白川正樹議員 私は、まんのう町議会議員としては判断をしなければならないときには、まんのう町民はどのように考えているかということを考えて、自分の態度を決めることにしております。

そこで、先ほどの話にもありましたように、町職員の給料を下がるのを賛成して、自分の給料が下がるのを反対するのはこれはいかななものかと思うことと、痛みを伴うものは議員もともにということが筋だと思しますので、私は議員の給与を下げることには賛成いたします。

○大岡克三議長 これをもって討論を終了いたします。

これより発議第3号 まんのう町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定についてを起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○大岡克三議長 起立少数であります。

よって、本議案は否決されました。

日程第30 議員派遣の件

○大岡克三議長 日程第30、議員派遣の件を議題といたします。

本件については、会議規則第127条の規定によって議員を派遣するものです。議会事務局長に朗読させます。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 議員派遣の件、次のとおり議員を派遣する。

1、第7回全国水源の里シンポジウム

(1) 目的 水源の里が抱える問題と流域連携の必要性を認識し、地域特性に応じた集落再生と活性化を図るため

(2) 派遣場所 ゆとりすとパークおおとよ（高知県大豊町）

(3) 期 日 平成25年9月26日から27日

(4) 派遣議員 全議員

2、平成25年度香川県町議会議員研修会

(1) 目的 これからの地方自治に対応した議会の活性化を図るため

(2) 派遣場所 香川県自治会館

(3) 期 日 平成25年11月25日

(4) 派遣議員 全議員

以上です。

○大岡克三議長 お諮りいたします。

ただいま提案をいたしました議員派遣の件については、朗読内容のとおり派遣することに決定いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、これを決しました。

日程第31 閉会中の継続調査について

○大岡克三議長 日程第31、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において当該所管事務の調査のための閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成25年第3回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年9月20日

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

+